

令和7年4月1日

ご契約者様 各位

生命共済契約 自動更新停止のお知らせ

拝啓 平素より弊組合の生命共済をご愛顧賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、弊組合は、栃木県在住及び勤務先を有する方々の、将来起こりうる不測の事態に備えることを目的として設立し、相互扶助の精神に則り生命共済事業を開始しましたが、近年の契約状況、財務状況等を総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら共済事業を今後同じように継続することは困難と判断いたしました。

つきましては、ご契約いただいております生命共済におきまして、これまで1年毎に自動更新させていただいておりましたが、今後の自動更新を停止させていただきます。(規約第11条第4項により)

自動更新停止に伴い、ご契約者様には多大なご迷惑をおかけ致しますことを、深くお詫び申し上げます。

ご契約者様の今後のご契約につきましては下記の通りとさせていただきますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

契約期間 ご契約者様の更新年月日より1年間

(更新月：ご契約者様ごとに異なります。 更新日：全ご契約者様26日になります。)

例：4月26日更新日のご契約者様

契約期間 令和7年4月26日から令和8年4月25日

令和8年3月26日が最終掛金振替日となり、令和8年4月25日をもって保障終了となります。

令和8年4月25日までの保障内容につきましては、保障額等の変更はございません。

(自動更新停止前に掛金更新時期を迎えた場合、掛金は更新されます。)

- ※ 更新日1ヶ月前に、ご案内をお送りいたします。
- ※ 更新停止前に解約ご希望の場合には、ご連絡ください。
- ※ 弊組合の生命共済には、共済掛金を安価にするため積立部分はありませんので、更新停止時・解約時の返戻金はございません。
- ※ あんしんプランご加入中のご契約者様におかれましては、月掛金に含まれております「出資金定額増資(積立分)」を、更新停止時又は解約時にご返金いたします。(更新停止時又は解約申請時に定額増資(積立分)返還申請書をお送りいたします。)
- ※ 弊組合の組合員になっていただくためお支払いいただいた出資金につきましては、ご返金いたします。(更新停止時又は解約申請時に出資金返還申請書をお送りいたします。)

ご不明な点等ございましたら、弊組合事務局までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

TEL：0120-105-939

受付時間/9：00～17：00（土・日・祝日を除く）